



お知らせカレンダー

No. 1792 【 3月14日 発行 】

令和6年3月18日 ~ 令和6年3月31日

編集・発行 総務企画課



世帯数 2,663 世帯
人口 5,076 人
男: 2,482 人
女: 2,594 人

(令和6年2月29日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
18	(月)				
19	(火)				
20	(水)	春分の日			
21	(木)				
22	(金)	茶花小学校卒業式	9:50~11:25	茶花小学校	教育委員会
		与論小学校卒業式	9:30~11:00	与論小学校	教育委員会
		那間小学校卒業式	10:00~11:30	那間小学校	教育委員会
23	(土)				
24	(日)				
25	(月)	各小学校・与論中学校 修了式・離任式		各小学校 与論中学校	教育委員会
26	(火)				
27	(水)				
28	(木)				
29	(金)				
30	(土)				
31	(日)				

緑化推進員の募集

募集人数：22名程度 ※2カ所以上の選択も可

募集エリア：①点滅信号～南方向 ②空港東側～リサイクルセンター入口
 ③リサイクルセンター入口～空港入口 ④空港近くトンネル付近
 ⑤空港トンネル北側～点滅信号西側 ⑥点滅信号西側～東側
 ⑦コースタルリゾート沿道 ⑧茶花海岸沿道
 ⑨観光ホテル北側花壇～王者の椅子付近 ⑩アガサ公園
 ⑪船倉墓地北三叉路付近～船倉墓地南側
 ⑫船倉墓地南側～三叉路ミラー付近ヤシ ⑬三叉路ミラー付近ヤシ～探索路入口付近
 ⑭探索路入口付近～シーマンスビーチ看板
 ⑮シーマンスビーチ看板～旧キャンプ場入口
 ⑯大金久海岸入口付近 ⑰キャンプ場入口～中金久霊園南入口
 ⑱中金久霊園南入口～ゆいの丘手前 ⑲シーマンス保安林
 ⑳嶺山スタンド東側～石仁カーブ付近 ㉑昇龍橋花壇
 ㉒供利十字路及びハキピナ墓地前花壇
 ※できるだけその地域の方をお願いしたいと思います。

作業期間：令和6年4月～令和7年3月

作業時間：1カ所に付き週4時間程度(月16時間程度)

賃金：1時間当たり900円

作業内容：各人に割り当てられた区間の花壇の手入れや沿道の美化。

応募期限：令和6年3月25日(月)17:00まで

応募方法：与論町役場環境課にて応募用紙を記入して下さい。

採用の決定：採用された方には、電話でご連絡します。



問い合わせ先
 与論町役場環境課 光
 電話：97-4712

給食センター委託作業員の募集

募集人数：4～5名程度

作業期間：令和6年4月～令和7年3月

作業時間：下記の①もしくは②の作業

①調理作業 午前8時00分～12時00分(4時間程度)

②洗浄・片づけ作業 午後1時30分～4時30分(3時間程度)

・1ヶ月に2回～8回程度

※基本的には常勤調理員が足りない日に作業をお願いする形になります。

賃金：時給1,052円

作業内容：与論町立学校給食センター内での学校給食調理作業等

応募期限：令和6年3月29日(金)17:00まで

応募方法：与論町立学校給食センターまたは与論町役場2階教育委員会にて

応募用紙を記入して下さい。

採用の決定：選考のうえ、採用された方には電話でご連絡します。

【問い合わせ先】
 与論町立学校給食センター
 担当：白石(しらいし)
 電話：97-4438

与論町中央公民館の警備及び受付業務員募集

募集人数：7～8名程度(※70歳ぐらいまで応募可)

契約期間：令和6年4月～令和7年3月

業務時間：(土曜)8:30～13:00又は13:00～17:30までのうち、5時間程度
(夜間)月～土、17:30～22:00 ※週2日程度

委託料：時給990円

業務内容：与論町中央公民館における警備及び受付業務

応募期限：令和6年3月25日(月)午後5時まで

応募方法：与論町中央公民館または与論町役場2階教育委員会にて応募用紙に
必要事項を記入して、お申込みください。

採用決定：選考のうえ、採用された方にはお電話にて御連絡いたします。

《お問い合わせ先》与論町中央公民館 0997-97-2079

令和6年度公民館教室講座開講申請について

中央公民館では、町民の皆様の様々な学習要求に応えるとともに、学習内容の充実及び生活文化・芸術の向上を図ることを目的とし、公民館教室を開講しています。

多彩な講座を開講するため、令和6年度開講講座を募集します。

開講予定数：26講座

開講期間・回数：令和6年5月下旬～令和7年2月末までに20回開講

申請期限：令和6年3月25日(月)午後5時まで

応募方法：与論町中央公民館または与論町役場2階教育委員会にて応募用紙に
必要事項を記入して、申請してください。

※詳細はお気軽にお問い合わせください。

受講希望者数によっては、開講できない場合もございます。予め御了承ください。

《お問い合わせ先》与論町中央公民館 0997-97-2079

国立公園内での行為について
～国立公園内での開発行為等については、手続きが必要です～

国立公園は自然の風景地を保護し、その利用促進を図り、国民・県民の保健・教養・教化に資するとともに、生物の多様性を確保することを目的として国（環境省）の指定を受け管理されているもので、奄美群島の一部地域は、奄美群島国立公園に指定されています。

国立公園内では、優れた風景地を保護するため、自然公園法に基づき、各種開発行為が規制されています。国立公園内において、次のような開発行為等を行う場合は、事前に国や県への許可申請・届出の手続きが必要となります。

○ 手続きの必要な行為（一例）

第1種 特別地域	①工作物(建築物を含む)の新増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④広告物の掲出	特別 保護 地区	特別地域の規制に加えて ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜放牧 ④野外での物の集積・貯蔵 ⑤火入れ・たき火 ⑥動植物の捕獲殺傷等 ⑦落葉・落枝の採取 など
第2種 特別地域	⑤野外での物の集積・貯蔵(土石・廃棄物等) ⑥開墾・土地の形状変更 ⑦屋根・壁面の色彩の変更 など		
第3種 特別地域	など		
普通 地域	①一定規模以上の工作物の新増築 (建築物高さ13m又は延面積1000㎡、鉄塔高さ30m、送水管長さ70mなど) ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出④土地の形状変更 など	海域 公園 地区	①工作物の新増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④海底の形状変更 ⑤物の係留(以上漁業に必要なものを除く) ⑥海面の埋立・干拓 など

○ 許可申請・届出の手続き（令和4年度から一部変更があります。）



- 申請・届出の様式（令和4年度から新様式になっています。）
・様式や必要な添付書類・記載要領については、環境省のHPに掲載されています。（下記URL又はQRコードからアクセスできます。）
- 標準的な処理期間
・申請内容や申請先により異なりますが、通常約1～3か月を必要とします。（書類に不備があった場合の補正の期間は除く）
- 注意事項
・自己所有地であっても、国立公園内での行為においては、事前に手続きが必要となります。自己所有地が公園区域に入っていないか、公園区域図を参考に事前によくご確認ください。公園区域に入っていた場合は、以下のお問い合わせ先への事前相談をお願いいたします。また、行為箇所の国立公園区域内外の判別ができない場合も以下のお問い合わせ先に御相談ください。
・行為の種類、規模、公園の種類、地権区分の違いにより手続き等に違いがあること、また、行為の場所や内容によっては、許可ができない場合もあることから、申請・届出の前に事前相談いただくようお願いいたします。
・自然公園法の改正が令和4年4月1日に行われたことに伴い、許可が必要な項目や、審査基準に変更があります
・申請等の内容に応じて提出先が異なりますので、申請等に際しては以下のお問い合わせ先へご確認ください。
・非常災害により国立公園内で法で定められた行為の必要性がある場合においても、基本的には許可申請又は届出の手続きが必要です。また、非常災害のために必要な応急処置としての行為を行った場合には、当該内容をその行為をした日から起算して14日以内に届出する必要があります。

○ 違反行為について

自然公園法の規定に違反しての行為や、無許可での行為等については、罰則が設けられています（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等）。また、違反行為から国立公園を保護するために必要があると認めるときは、原状回復を課す場合があるため、必ず許可を得てから行為を行うようご注意ください。

※ 自然公園法の改正に伴い、従前より罰則が厳重になっています。

☆国立公園の範囲や区域内での許可申請・届出について、不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

○ お問い合わせ先 環境省奄美群島国立公園管理事務所（奄美大島・喜界島・与論島所管） 環境省奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所（徳之島・沖永良部島所管） 大島支庁総務企画課 商工観光係	電話 0997-69-2280 電話 0997-85-2919 電話 0997-57-7215	環境省国立公園関係 HPのQRコード	
○ 許可申請書の提出先 環境省：行為地の所管事務所（上記参照） 県（大島支庁）：行為地の管轄市町村役場		鹿児島県国立公園関係 HPのQRコード	
○ 環境省及び県のホームページ（検索方法） ・（環境省国立公園関係）環境省_奄美群島国立公園 URL: https://kyushu.env.go.jp/okinawa/procedure/pro_5.html ・（鹿児島県国立公園関係）鹿児島県庁ホームページ→くらし・環境→自然保護→自然公園→行為許可申請書・届出書様式 URL: https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/sizenkouen/yousiki/index.html			

保健センターからのお知らせ

❀小児の定期予防接種❀

	与論徳洲会病院 (小児予防接種外来)	パナウル診療所	龍美クリニック (3歳以上)
実施日	月・火・水(祝日を除く)	月・火・木・金(祝日を除く)	水・木(祝日を除く)
受付時間	13:00～14:00	16:00～17:00	10:30～11:00
予約方法	1週間前までに予約	前週に予約 (金曜日の午前中まで)	1週間前までに予約
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 今年度は、3月22日(金)までです。(個別接種計画の方はこの限りではありません。)

❀高校3年生相当の方の日本脳炎ワクチン定期予防接種❀

	与論徳洲会病院 (内科)	パナウル診療所	龍美クリニック
実施日	月～金(祝日を除く)	月・火・木・金(祝日を除く)	水・木(祝日を除く)
受付時間	(午前受付)8:00～11:00 (午後受付)15:00～17:30	16:00～17:00	10:30～11:00
予約方法	不要	前週に予約 (金曜日の午前中まで)	1週間前までに予約
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 予診票に保護者自署があれば、必ずしも保護者の同伴は必要ありません。

※ 今年度は、3月22日(金)までです。島立ち前の早めの接種をおすすめします。

※ 対象の方には、予診票をお届けします。

詳しくは予診票や与論町ホームページをご覧ください。

※ 定期予防接種には、それぞれ接種期間や間隔があります。

ご不明な点は、保健センターへお問い合わせください。



与論町保健センター 0997-97-5105

国保からのお知らせ

マル学保険証の手続きをお願いします！

◆修学のため与論町を転出するとき◆

この春、大学や専門学校などへ進学のため与論町から転出される方は、マル学保険証への切り替え手続きが必要です。

転出の手続きの際に、進学することをお知らせください。
また、入学されましたら在学証明書の提出もお願いします。

届出に必要なもの

- ・保険証（マル学保険証へ切り替えになります）
- ・在学証明書 又は 合格通知書
- ・世帯主の印鑑



◆修学中の学生の更新手続き◆

毎年4月に在学証明書を提出していただく必要があります。
新年度の4月1日以降に発行された在学証明書をご提出ください。

届出に必要なもの

- ・在学証明書（新年度の4月1日以降に発行されたもの）
- ・世帯主の印鑑

※修学中に引っ越し（住所変更）をされた場合は、現在交付されているマル学保険証と新住所地の住民票も併せてご提出ください。

◆卒業などにより学生でなくなったとき◆

資格喪失の手続きと、マル学保険証の返還をしていただく必要があります。
資格喪失の手続きをされないと、国民健康保険税が加算されたままになりますので、ご注意ください！

届出に必要なもの

- ・マル学保険証
- ・学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書, 退学証明書など)
- ・新たに加えた健康保険証の写し(就職で社会保険等に加えた場合)
- ・世帯主の印鑑

お問い合わせ先：与論町役場 健康長寿課 国民健康保険係
☎ 97-4992（直通）

【与論町育英奨学資金制度】

与論町教育委員会では、経済的な理由により就学することが困難な方に対し、無利子の奨学資金の貸し付けを行っています。今回、貸費生の追加募集をいたしますので、貸費希望の方は下記期限までに申請をお願いします。

応募資格

- ・高等学校(高等専門学校等を含む。)若しくは大学及び大学院(各種学校、専修学校を含む。)に進学しようとする者、又はこれらの学校に在学している者。
- ・学業及び人物が優良である者。
- ・在学する学校を卒業する見込みが確実である者。
- ・学費の支出が困難である者。
- ・保護者又は子弟が与論町に住所を有する者。

貸与額及び貸与期間

- ・貸与額は月額4万円です。(高校生は1万5千円)
- ・貸与期間は在学する学校の正規の修業期間です。
- ・奨学金の貸与はひと月ごとに貸与します。

応募期限

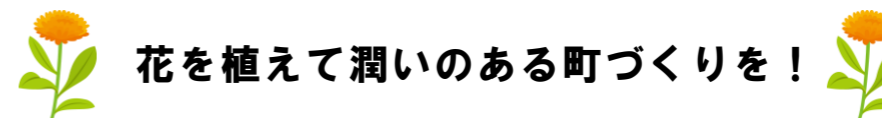
- ・令和6年3月29日(金)まで。
※在籍している学校を通じて申請すること。

募集奨学生人員

- ・若干名



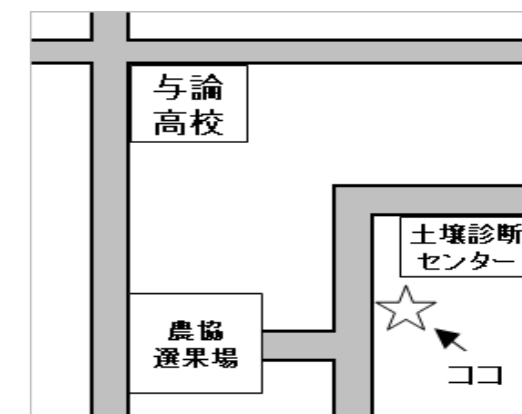
問い合わせ先
与論町教育委員会 学務課
TEL 0997-97-2441



花を植えて潤いのある町づくりを！

環境課で花の苗を準備しております。
町内各種団体等で花の苗を希望する団体は、下記の通り配布致しますので、受取に来て下さいますよう、お願い致します。
苗の提供は、無くなり次第終了させて頂きます。

- 場所：環境課育苗ハウス
(場所は右図を参照)
期間：3月18日(月)～3月22日(金)
(土日祝日除く平日のみ)
時間：午前9時から午前12時まで
苗の種類：金盞花
必要物：ハンドスコップ、苗トレー等



問い合わせ先：環境課 0997-97-4712

水道課からのお知らせ

3月・4月は転居（引越）シーズンです。
転居（引越）前に早めの手続きをお願い致します。

水道開栓・閉栓について

- ☆開栓・閉栓作業については、平日のみ**8時30分から17時まで**となります。
(土日祝祭日の窓口業務は行っておりません。)
- ☆水道使用の**開栓・閉栓**には手続きが必要です。水道課窓口まで**印鑑持参**でお越し下さい。
(貸家の開栓には、所有者（管理人）の署名・押印が必要になります)
- ☆島外から転入・島外へ転出の方は、水道使用届書の提出を早めをお願い致します。
(島外から郵送される場合は水道課到着まで**約1週間程**かかります。)

水道メーター検針について

- ☆検針期間は**毎月1日から7日まで**となっております。
- ☆**各ご家庭のメーター(BOX)の廻りの確認・清掃・犬をつながないように**お願い致します。
(メーター(BOX)が物で塞がっている、草が生茂りメーターが検針出来ない、飼い犬等がつながれており、メーター検針に支障をきたしているところがあります)
- ☆水道メーターの検針しやすい環境づくりにご協力お願い致します。

茶花地区農業集落排水施設利用について

最近、排水施設へタオル・ビニール袋・ロープ・下着類・雑巾・油等が流れて汚水管が詰まったり、ポンプが動かなくなっております。
又、降雨時には排水の流入量が増大しています。
下記の注意を守らなければ、排水処理施設の運転に多大な支障をきたすことになりますので、皆様のご協力をお願いします。

○排水設備使用上の注意 (厳重)

- * 雨水を汚水桝おすいますに流さない。汚水桝おすいますの蓋をちゃんと閉める（木の葉等の流入がある）
- * 台所や風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
- * トラップます桝のサナ（目皿）は、定期的に掃除する。
- * 水洗便所に備え付け（トイレットペーパー）以外の紙を使用したり、流し込んだりしない。ティッシュペーパーも詰まりの原因になるので流さないで下さい。
- * 油類（ガソリン、モービル油、塗料など）を流さない。
- * 腐食油（てんぷら油、ラードなど）を流さない。
- * バスタオル、雑巾、下着類、ライター、肥料袋等の流入があり苦慮しております。

こんな時には漏水チェックを

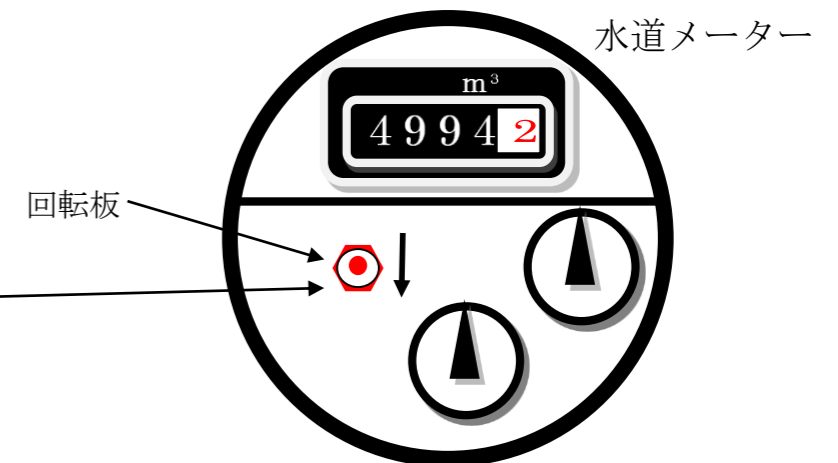
いつもの水道料金と比べ異常に多いと思ったときは、漏水の疑いがあります。
こんな時は

- ① 図に示したメーターの回転板が回転していないか確認して下さい。
- ② 回転している場合は、すべての蛇口、トイレ、ボイラー、受水槽、高架水槽などで漏水がないか確認して下さい。
- ③ 蛇口、トイレ、ボイラーなどで漏水がなくてもなおメーターの回転板が回転しているときは**指定工事店に連絡されて早く修理して下さい。**

※修理費は需要者の負担です。

自分でできる漏水の確認方法

- 1、蛇口を全部閉める。
- 2、廻っていると漏水です。



指定工事店へ (順不同)

- 菊池建設 0997-97-2182 ・ 瀧久建設 0997-97-3720
- 吉田設備 0997-97-4984 ・ 田畑設備 0997-97-3530 ・ 原建設 0997-97-4860
- 浦口建設 0997-97-4749 ・ 吉田興建 0997-97-2078
- ヨシダ管工業 0997-97-4351

以上の件について、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

✧ きらきら ✧ 認知症カフェ開催のご案内

誰もが気軽に参加できる集いの場です。みんなで楽しくレクリエーションや語らいをたのしみながら、「認知症になっても安心して暮らせる与論」につながればとの思いを込めて活動を続けています。

日時：R6年3月16日（土）午後2時～（1時間程度）

場所：与論町役場1F多目的ホール

どなたでもお気軽にご参加ください! 重久 悦子(認知症地域支援推進員)

問い合わせ先：地域包括支援センター 電話：0997-97-3112

リサイクルセンターへの立ち入りについて

近頃、営業時間外や休業日にリサイクルセンターへの不法侵入後、盗難等が見受けられます。捨てられているゴミと思い、持ち帰られているようですが、その中では作業に使用しているものもございますので持ち帰らないようお願いいたします。

※不法侵入者は発見次第警察に通報します。



関係者以外
立入禁止

環境課：97-4712

不法投棄禁止！

パナウル診療所南側、道路脇に大量の家庭ごみ、粗大ごみ等が不法投棄されていました。不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないで下さい。不法投棄をすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。不法投棄及び投棄をしている所を見つけた方は、警察又は環境課までご連絡をお願いします。



環境課
0997-97-4712

ごみの出し方について (お願い)

最近、粗大ごみの混ざったごみ袋が、ごみステーションにて見受けられます。

粗大ごみは、リサイクルセンターへ直接持込むようお願いいたします。

リサイクルセンターへの持ち込みは、水曜日と日曜日の8:30~16:45までとなりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

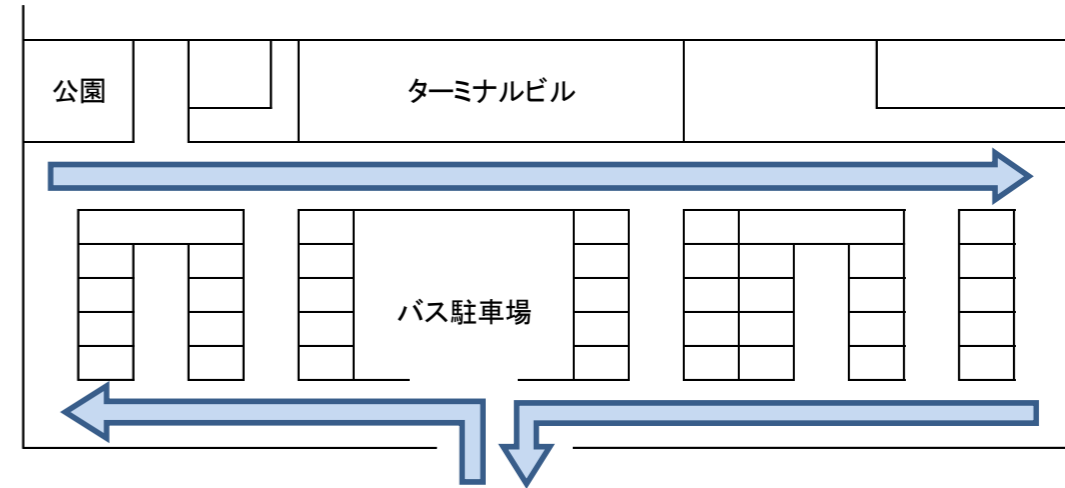


環境課 (97-4712)
リサイクルセンター (97-5575)

異動シーズンの空港利用について



- ◆お見送りでのご来場の際は、**乗り合わせ**にご協力下さい。
例年、駐車スペースが不足し、一般利用客が駐車できない状態となっています。
- ◆事故防止のため、駐車場は**時計回りの一方通行**で、**徐行運転**をお願いします。
また、**駐車禁止を示した場所**への駐車はおやめ下さい。



町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

■お問い合わせ先■ 与論空港管理事務所 電話 0997-97-3465

シェアハウス(島家2号棟)入居者を募集します。

このシェアハウスは、与論町が空き家を借上げて改修し、サブリースとして貸出す転貸借住宅です。※令和6年3月末頃より随時入居可能予定

- ◆入居要件
 - ・入居人数は各部屋1名に限る。
 - ・入居時保証人一名必須。
 - ・敷金1ヶ月。
 - ・与論町に永く居住する意思のある者で近隣住民とのコミュニケーションを取り、地域行事に積極的に参加する意思のある者。
 - ・共同生活であることを理解し、他入居人と協調し生活できる者。

- ◆物件情報
 - ・2階建て木造一軒家全5部屋
 - ・1階男性専用(洋室×1, 和室×2), 2階女性専用(和室×2部屋)
 - ・家賃一月28,000円(共益費, 光熱費込み)

その他詳細は与論町ホームページにてご確認ください。→リンク



入居を希望される方は令和6年3月19日(火)までに役場建設課まで申込用紙の提出をお願いします。(メール, FAX可)

申込みが募集数を上回った場合は選考とし、下回る場合は随時募集を継続します。

申込み・お問合せ先
与論町役場建設課 (担当: 日高)
TEL: 0997-97-4928
mail: kensetu@yoron.jp
FAX: 0997-97-4926